

本山町公共工事発注見通しの公表について

令和7年度本山町公共工事発注見通し(第1四半期)を別紙のとおり公表します。

令和7年4月21日

本山町建設課

本山町公共工事発注見通し公表資料の閲覧に当たっての注意事項

1. 今回公表する工事は200万円を超える工事及び委託業務にあつて4月時点において、発注が見込まれるものについて公表しています。
2. 下記の理由等により、発注の見通しがついていない工事は、今回の公表には含めていません。
 - ① 発注に必要な土地等の取得が未了なもののうち、見通しとして公表することができないと判断される工事等。
 - ② 発注するために必要な他の公物管理者等との協議・調整が未了なもののうち見通しとして公表することができないと判断される工事等。
 - ③ 発注するに必要な地元の関係者等との協議・調整が未了なもののうち見通しとして公表することができないと判断される工事等。
 - ④ 災害発生期間中や災害発生直後、又は事故等で緊急的に行う工事等。
 - ⑤ 当該年度に組み込まれている詳細設計等が未了なもののうち見通しとして公表することができないと判断される工事等。
 - ⑥ 他の工事の入札状況や執行状況に影響を受ける工事及び管理施設・構造物の破損程度の確認等に関連した不確定要素により、緊急的に実施する工事等。
 - ⑦ 付帯工事・受託工事等で、議会承認等が未了のため、見通しとして公表することができないと判断される工事等。
3. 今回公表した工事等は、用地の取得状況、災害や実施設計の作成等により、入札の区分、発注時期、工事概要等が変更になったりしたときには発注しない場合があります。
4. 上記の2の事由が解消された場合は、未公表であっても発注する場合があります。